

事務連絡
令和7年6月24日

公益社団法人全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「地域医療構想アドバイザー」の推薦について

標記について、別添のとおり、各都道府県衛生主管部（局）宛て事務連絡を発出しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp

事務連絡
令和7年6月24日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「地域医療構想アドバイザー」の推薦について（依頼）

「地域医療構想アドバイザー」については、「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により示したとおり、各構想区域の実情に応じたデータの整理や論点の提示等の地域医療構想調整会議の事務局が担うべき機能を補完する観点から、その活用が図られているところです。現在就任している「地域医療構想アドバイザー」の任期については令和7年8月31日までとなっていることから、更新等の手続に当たり推薦書（別紙）を8月1日までに提出をお願いします。

なお、推薦に当たっては、下記の役割、選定要件等を参考に、都道府県医師会と協議するとともに、大学・病院団体等の意見も踏まえ、地域の実情に即した有識者を推薦いただきますようお願いします。

記

1. 役割

- ・都道府県の地域医療構想の進め方について助言すること。
- ・地域医療構想調整会議に出席し、議論が活性化するよう助言すること。

2. 活動内容

- ・厚生労働省が主催するアドバイザーミーティングへの出席（年1～2回）
- ・担当都道府県の地域医療構想の達成に向けた技術的支援（適宜）
- ・担当都道府県の地域医療構想調整会議への出席（適宜）
等

3. 選定方法

- ・国が、都道府県の推薦を踏まえて選定する。
- ・都道府県ごとに複数人を選定することも可とする。
- ・都道府県は、選定要件を参考に、都道府県医師会と協議しながら、大学・病院団体等の意見も踏まえて、地域に密着した有識者を推薦する。^(注1)

（注1）推薦に際しては、将来に向けて地域医療構想アドバイザーを養成する視点も考慮すること。例えば、現時点では必ずしも知見等が十分でない者であっても、研修等を経ることで、地域医療構想アドバイザーとしての役割を果たし得ると認められる者を推薦しても差し支えない。

4. 選定要件

- ・推薦を受ける都道府県の地域医療構想、医療計画などの内容を理解していること。
 - ・医療政策、病院経営に関する知見を有すること。
 - ・各種統計、病床機能報告などに基づくアセスメントができること。
 - ・推薦を受ける都道府県の都道府県医師会等の関係者と連携がとれること。^(注2)
 - ・推薦を受ける都道府県に主たる活動拠点があること。^(注3)
- (注2) 都道府県は、都道府県医師会等の関係団体の役職員を推薦しても差し支えない。
- (注3) 営利企業は対象外とする。

5. その他

- ・国は、「地域医療構想アドバイザー」がその役割を適切に果たせるよう、研修や、事例及びデータ提供など技術的支援を実施する。
 - ・「地域医療構想アドバイザー」の任期は原則3年間（令和7年9月1日から令和10年8月31日まで）^(注4)とし、都道府県の推薦に基づき、適宜更新する。
 - ・「地域医療構想アドバイザー」の任期途中において辞退の申し出があった場合、厚生労働省に報告すること。また別の有識者を新たに推薦する場合、推薦書を厚生労働省に提出すること。
 - ・「地域医療構想アドバイザー」の活動経費は、地域医療介護総合確保基金を充当して差し支えない。
 - ・「地域医療構想アドバイザー」を名簿化した資料については、関係団体に情報共有するほか、厚生労働省ホームページに掲載する場合がある。
 - ・他の都道府県における「地域医療構想アドバイザー」の活用事例等も参考に、地域医療構想調整会議の活性化に資するよう有識者の推薦を検討すること。
- (注4) 令和7年9月2日以降に就任した地域医療構想アドバイザーの任期についても、同様に令和10年8月31日までとする。

(担当)

厚生労働省医政局地域医療計画課

TEL 03-3595-2186

E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp